

社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会  
後援名義使用承認事務取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東広島市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が各種事業を後援する基準及び手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

(後援の基準)

第2条 協議会が後援する事業は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、すでに実施した後援事業で後援条件に違反したものについては、当分の間新たな後援はしないものとする。

- (1) 国、地方公共団体、社会福祉関係団体若しくは公益法人その他これらに類する団体、又は協議会が特に認める団体が実施するものであること。
- (2) 事業内容が、明らかに福祉の向上に寄与するもので、かつ、公益性があるものであること。

ただし、政治活動又は宗教活動と認められるものを除く。

- (3) 営利及び売名を目的としないものであること。
- (4) 政治的中立の趣旨に反しないものであること。
- (5) 特定の流派、個人の発表会等でないこと。
- (6) 主催又は主催団体の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- あること。
- (7) 入場料その他これに類するものを徴しないこと。ただし、やむを得ず入場料その他これに類するものを徴収する場合は、当該事業の運営に係る必要最小限の経費で、かつ、適正な範囲の額である場合はこの限りでない。
- (8) 事業対象が市民全体又は相当な範囲のものを対象とするものであること。
- (9) 事業内容が福祉目的にふさわしいものであること。
- (10) 開催場所が、公衆衛生、災害防止等に関する十分な配慮が講じられていること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、会長がその目的、事業内容等を勘案して必要と認める基準を満たすものであること。

(申請の手続)

第3条 事業を行う団体が当該事業の後援を受けようとするときは、あらかじめ後援名義使用申請書（別記様式第1号）に必要書類を添付し、事業開始の1か月前までに、会長へ提出しなければならない。ただし、別記様式第1号によらない申請の場合は、当該様式に準じた申請書によるものとする。

(承認の条件)

第4条 会長は、前条の申請に基づき、後援名義使用を承認したときは、次の各号に掲げる

条件を付して、後援名義使用承認書（別記様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(1) 後援名義使用承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとし、長期にわたるものは2か月を限度とする。ただし、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 後援名義使用は、申請された事業についてのみ使用承認する。

(3) 公告、パンフレットその他印刷物等を作成する場合は、事前に原稿等を提出すること。

(4) 事業の実施に関し発生した事故について、協議会は一切の責任を負わない。

（承認事項の変更）

第5条 後援名義使用の承認を受けた団体（以下「承認団体」という。）は、その事業の内容を変更する場合には、速やかに後援名義承認事項変更申請書（別記様式第3号）を会長に提出し、変更の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請について変更を承認したときは、後援名義承認事項変更承認書（別記様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。

（承認の取消し）

第6条 承認団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消し、後援名義使用取消通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(1) 虚偽の申請により事業の後援の承認を受けたとき。

(2) 後援名義使用の承認を辞退したとき。

(3) この規程に違反したとき。

(4) 名義を他人に譲渡または転貸したとき。

(5) 承認事項に変更が生じ、承認されなかったとき。

（実績報告）

第7条 承認団体は、当該事業を終了したときは、速やかに後援事業実績報告書（別記様式第6号）を提出しなければならない。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 施行日の前日までに申請が完了しているもの及び使用承認を受けているもので、施行日以後に承認、承認事項の変更、承認の取消し、実績報告等が必要とされるものについては、この規程の例による。

3 この規程は、令和2年9月1日から施行する。